

# 我孫子市と事業者等との 包括連携協定の締結に 関するガイドライン



手賀沼のうなぎちゃん

©我孫子市2012

我孫子市企画政策課

令和4年4月更新

## 1. はじめに～ガイドラインの趣旨～

近年、人口減少・少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により広がった新しい生活様式への対応など、行政だけでは、複雑化・多様化する行政課題への対応が難しくなってきました。

また、事業者等からは、社会的責任（CSR）の一環として、自治体との連携を望むケースが増えています。本市は、これまで、本市と協働で取り組む意欲のある事業者と包括連携協定を締結し、地域の活性化や市民サービスの向上を図ってきました。

このガイドラインは、「我孫子市と事業者等との包括連携協定の締結に関する要領」で定めた、本市における包括連携協定の基本的な考え方、包括連携協定を締結する際の方針、留意点等について、市又は事業者等からの包括連携協定の申出から締結までを円滑に進められるよう、まとめたものです。

## 2. 包括連携協定締結に向けた手順

\* 【 】内は要領の該当部分

このガイドラインにおける、用語の定義は次の通りです。【第2条】

- ・「事業者等」…市内において事業活動又は公共活動を行う企業、法人その他の団体であって、国及び地方公共団体並びに教育・研究機関以外の団体をいいます。
- ・「連携事業」…事業者等が地域の課題解決に向けて自らの申出により行う反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為として市と協働で実施するものをいいます。

## (1) 実施の流れ

- ① 市又は事業者等からの包括連携協定締結の申出
- ② 連携事業の提案メニューを受けて庁内への照会及び連携事業の検討
- ③ 包括連携協定締結に向けた事前協議【第5条】

※ 既に連携している事業があるかどうか、また、幅広い分野で連携事業の実施が見込めるかどうかを確認します。【第5条】

⇒ 庁内へ照会した結果、複数分野での連携事業の実施が見込めない場合は、包括連携協定の締結を見合わせます。

⇒ 特定の分野で連携する場合は、個別の連携協定となります。

- ④ 包括連携協定締結【第6条】
- ⑤ 包括連携協定の公表【第7条】
- ⑥ 連携事業の実施
- ⑦ 連携事業の実績報告【第10条第1項】

※ 3年以上連携事業の実施がない場合は、包括連携協定の継続について協議を行うことがあります。【第10条第2項】

## (2) 連携に当たって求める要件

包括連携協定の締結及び連携事業の実施に当たっては、一定の基準を設けています。

ア 包括連携協定の対象とする事業者等又はその事業内容（いずれにも該当しない）【第3条】

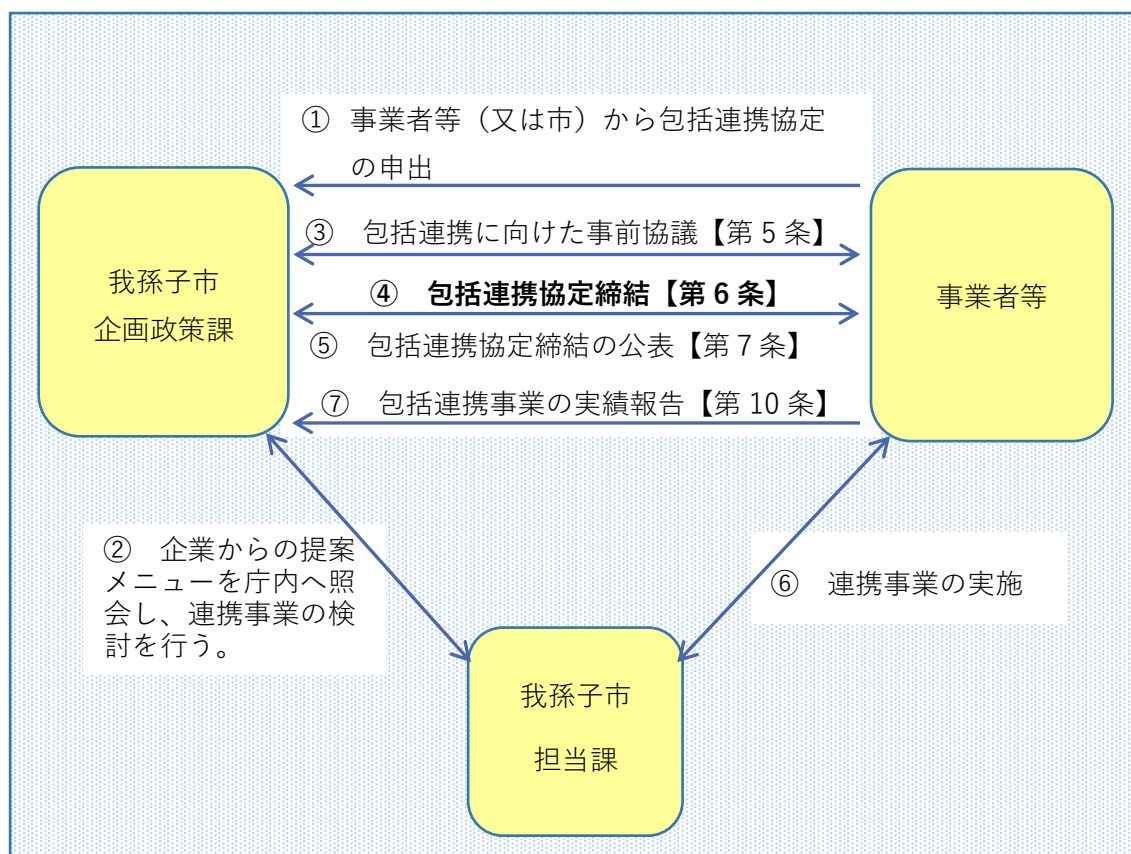
- ・ 法令等に違反する行為を行ったもの又はこれに類するもの
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- ・ ギャンブルに係るもの（公共的団体が実施するものを除く。）
- ・ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- ・ 暴力団、暴力団員の関与が認められるもの
- ・ 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの
- ・ その他包括連携協定の対象としてふさわしくないもの

イ 包括連携協定に基づき実施する連携事業（いずれにも該当しない）

【第4条】

- ・ 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- ・ 政治的又は宗教的目的を有するもの
- ・ 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するもの
- ・ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 民間事業者等の利益誘導のおそれがあるもの
- ・ その他連携事業としてふさわしくないもの

【協定締結及び連携事業実施の流れ】



【お問い合わせ先】

我孫子市 企画総務部 企画政策課  
TEL：04-7185-1426（直通番号）  
FAX：04-7185-1142